

第174回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和4年8月3日 午前10時から

会場 市役所2階 国立市議会委員会室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代
委員 中川 律 委員 中村 英示
事務局 文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係長 稲山 愛
文書法制課文書法制係主査 田口 陽平
説明者 市民課長 吉野 勝治
防災安全課長 松平 忠彦 防災安全課防災・消防係主任 白石 明夏
政策経営課長 簗島 紀章 政策経営課財政係主査 早田 大亮
政策経営課財政係主事 岡田 昂訓
文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係長 稲山 愛

【石居会長】 それでは、ただいまより第174回国立情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。お暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

まず、配付資料の確認からお願いいたします。

【事務局】 (資料確認)

【石居会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは早速ですが、今日は報告事項からということで、入っていきたいと思います。

まず、報告事項の1から、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況についてということで、御報告をお願いいたします。

【市民課長】 市民課長の吉野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和3年度住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について御報告いたします。

本報告につきましては、国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例第15条の規定により、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について御報告するものでございます。

また、昨年の御報告の際に御指摘をいただきました、個人番号カードの発行割合、推移と、住基ネットに係る個人情報保護条例の制定の経緯と、審議会報告への経緯、また、インシデント・アクシデントの有無につきましても、併せて御報告させていただきます。

それでは、配付いたしましたNo.2の資料1、「住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について」に沿いまして、御報告をいたします。

最初に、昨年までは個人番号カード交付枚数のみ報告しておりましたが、発行割合推移も併せまして、(1)個人番号カードの発行割合・推移として、報告いたします。なお、これは平成27年12月に住基カードの新規発行が終了いたしまして、平成28年1月より個人番号カードが住基カードの機能を引き継ぎましたため、個人番号カードについて御報告するものでございます。

この表を御覧ください。平成28年度末に7,134枚、交付率9.5%の交付状況であったものが、令和3年度末には年間で1万542枚、累計3万3,691枚、交付率44.2%まで増加いたしました。これは、マイナンバーカードを本人確認書類として必要とする方のほか、マイナポイント第1弾及び第2弾でポイントが付与されることや、コンビニ交付で住民票、印鑑証明、税証明、戸籍が、土日、夜間でも取得できることが市民に浸透してきたことなども、増加要因の一つであろうかと考えております。

続きまして、(2)住民票の写しの広域交付についてでございます。こちらは、国立市以外の全国どこの市区町村でも、本人及び同一世帯の方の住民票が取得できるサービスでございます。ほかの市区町村の住民が国立市で請求した件数は62件、国立市民がほかの市区町村で請求した件数は143件でございました。

なお、広域交付の住民票と通常の住民票との違いでございますが、広域交付の住民票は、本籍地や筆頭者といった戸籍の表示が省略されたものになっております。

続きまして、(3)転入届の特例に該当する転入転出でございます。これは転出届を提出する際、住基カード、個人番号カードを持参すれば、転出証明書の交付を受けずに転入の届出を行うことができるという手続方法でございます。

このサービスの利用件数としましては、国立市からほかの市区町村への転出届が272件、ほかの市区町村から国立市への転入届は854件という状況でございます。

以上が、資料1についての報告でございます。

次に、令和3年度に御指摘を受けました、国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例、以下、住基ネット条例と申しますけれども、この制定の経緯と、それから審議会への報告をすることになった経緯についてでございます。お手元に配付しました、通しページの5ページ以降、通しページは、一番下のハイフンでくくってありますほうの番号を御覧ください。

こちらは、住基ネット条例の制定施行に至るまでの、住基ネットに係る経緯でございます。

国立市は、平成14年8月に一旦住基ネットを接続しましたが、同年12月に切断をいたしました。ここに至るまでの経緯でございます。

平成14年8月に、住基ネットに関する質問書を総務大臣に送付しまして、個人情報の取扱いと保護に関する質問を行い、回答を得ましたが、いずれも国の機関等の個人情報保護、セキュリティ確保に関し、不安と懸念があると判断をいたしました。市民アンケートで、住基ネットを離脱すべきとの回答が76%に上ったことなどもあり、住基ネットの切断に至っております。

以降、都知事からは是正の勧告、是正の要求、それから住民監査請求、住民訴訟、そして判決、また市長の交代と、様々な動きがありまして、切断後9年を経て、平成24年2月に再接続となった次第でございます。

接続に当たっては、当時の地方自治情報センター、これは現在、地方公共団体情報システム機構と申しますけれども、こちらの情報センターの、市区町村システム運営監査手引書や、住基ネットのセキュリティ対策に関する指針、総務省の電気通信回線等に関する技術的基準に、組織や責任者、セキュリティ会議の設置、緊急時の対応計画、監査の体制、関係機関への調査等に関する規定を設けることとされております。

住基ネットを再開するに当たり、管理運用面から情報漏えいが起きないように、常に高いセキュリティ水準を維持するために、住基法や国立市個人情報保護条例に定めがあることのほか、市が講ずべき

住基ネットの適正な運用管理について、先に述べた必要な事項等を当条例に規定することにより、市民の個人情報の保護を確実に図ることを目的としまして、当条例を制定することになった次第でございます。

平成23年8月に、住基ネット条例の制定について国立市情報公開及び個人情報保護審議会に諮問をしております。平成23年11月の答申で、市は、住基ネットに提供する個人情報の保護について責任を十分に認識し、本人確認情報等の保護に必要な措置を最大限講じるとともに、その運営に当たって不断の注意を払うことが必要である、との御意見をいただいております。

また、審議会に住基ネットの運用状況の報告をすることとなった経緯でございますけれども、こちらのほうは、住基ネット条例の制定に際し、運用状況の報告の規定がある町田市条例を参考にしたこともありまして、運用の適正化の観点を考慮し、住基ネット条例第15条に、運用状況の報告を審議会に行うという規定が盛り込まれたと、解されます。

以上が、資料2の御説明でございました。

続きまして、住基ネット、個人番号に係るアクシデントについて、報告をいたします。通しページの7ページ、資料3を御覧ください。

1として、事故の概要でございます。令和3年10月7日、市民課市民係窓口で住民票の請求をしたA氏が、交付を受けた後、マイナンバーカードID付申請書、以下、ID付申請書と申しますけれども、通しページの9ページの資料3別紙1を御参照いただければと思います。

こちらの交付請求をした際、同日午前11時頃に、住民票の交付請求をしていたB氏、別の方でございます、こちらのID付申請書を誤って発行、交付してしまいました。

ID付申請書というものは、氏名、住所、生年月日、性別が記載され、QRコードをスマートフォン等で読み取り、マイナンバーカードのオンライン申請をするための申請書でございます。なお、B氏はID付申請書の交付請求はせず、ID付申請書の誤交付は1枚のみでございました。

10月29日午後、オンライン申請ができない旨の電話がA氏からございまして、交付ミスがあったことを認識いたしました。

2、事故後の対応でございます。10月29日の交付ミス認識後に、市長に報告、11月1日午前副市長に報告後、ID付申請書の差し替えを完了いたしました。誤って発行してしまったID付申請書は回収後、直ちに無効の処理をし、B氏がマイナンバーカードの申請をする際に、何らかの問題が生じることはないことを確認いたしました。

3、事故の発生原因です。住民票交付の際、B氏の住民票発行時の画面コピーを間違えて使ってしまい、発行した署名を確認しながら渡すべきところ、窓口が混み合っていたなどで、慌てて確認せずに渡してしまったものと思われます。

4、再発防止策でございます。ID付申請書発行の際、ID付申請書交付請求申出書の新様式、こちらは通し番号の11ページ、資料3別紙2を御覧ください、こちらの様式に氏名等を記入していただき、これを確認しながらID付申請書を発行し、ダブルチェック後、これを渡す際にも申請者に内容の確認をお願いしながら、慎重に発行し、渡すこととしました。

この方法を徹底することで事故を防ぐことができると考え、再度このようなミスが発生しないよう、職員に周知徹底し、再発防止に努めているところでございます。

以上で、令和3年度住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況についての報告を終わります。

ありがとうございました。

【石居会長】 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見などございましたら、お願いいたします。

【中川委員】 ありがとうございます。

昨年度、住基ネットの条例制定等に関わる経緯について御説明いただきたいと、私のほうから要望したと思いますけれども、お答えいただきましてありがとうございます。

1点質問させていただきたいのですが、通しページの5ページの説明文章のところ、個人情報保護審議会への報告の経緯のところ、町田市の条例を参考にしたということなのですけれども、「運用の適正化の観点を考慮し」ということなのですが、審議会に報告していただくに際して、昨年度、私からの要望としては、適正化の観点ということで、どういった点に特に着目して、審議会として議論をすればいいのかということ、少し整理していただきたいということも併せてお願いしたように記憶しているのですが。今後、個人情報保護審議会の性質も、条例が変わることによって異なってくるということで、事後チェック的な機能を果たしていくということになるのではないかなというふうなお話なのですけれども、このようなネットワークシステムの運用状況等の御報告をいただいた際に、きちんと審議会として責任を果たせるように、チェックの観点等をお示しいただくと、ある種、何というのでしょうか、ありていに言えば、なあなあにならない形できちんと報告していただき、審議会として了解いたしました、というふうなことができるのではないかなと考えているのですけれども。

現在のところ、どういった観点が重要だというふうな、担当課としてお考えなのかという点を、もう一度お伺いしたいと思います。

【市民課長】 今までは、昨年御指摘をいただくまでは、本当に表面の数字だけの御報告で終わっておりまして、御指摘をいただいたとおりで思っております。ですので、今回御報告させていただきましたアクシデント・インシデントの報告、こちらのほうは、やはり皆様にお知らせをしまして、このような事故があったけれども、こういう形で改善に取り組んでいる、再発防止に取り組んでいるというところをお伝えしまして、それが適正なのかというところを御検討いただく、ということは、まず一つあるかと思えます。

それから、あとはこの推移です。該当年度の個人番号カードの発行件数だけではなくて、これまでの推移を見て、どのように変化してきたのかというところを御覧になっていただいて、そこが妥当なのかどうかというのはなかなか難しいとは思いますが、現状、例えばコロナの件とか、いろいろな社会情勢の変化に合わせてこのような推移をしている、ということをお伝えすることで、国立市として、個人番号カードはこのように今、発行が進んでいて、国立市の交付率がどんどん増えることによって何が変わってくるのかというところを、お考えいただくようなことなのかなと思っております。

以上でございます。

【中川委員】 ありがとうございます。

アクシデントの御報告や、数字の報告の工夫をしてくださるということで、大変御丁寧に対応いただいていると思います。その上で、このような運用の適正化というようなことに関しては、日頃どのように担当の職員さんたちに、個人情報の保護について意識を持っていただくかということも、重要ではないかと考えておまして。国立市で、研修等十分に、住基ネットに関わらず、実施なさっているのだと思うのですけれども、例えば、管理職の方々から定期的に、個人情報保護に係る重要なシステムの運用を担っているというふうなことについて、職員の皆様に意識していただくような訓示

をしていただくとか、そのような日々の取組も検討していただけたらと思います。

以上です。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【関口委員】 私から1件、質問よろしいでしょうか。

インシデントの御報告をいただいて、今のお話で今年度から報告内容を見直していただいたということだったのですけれど、今までもこういうアクシデントというのは起きていたのですか。

【市民課長】 私が課長になってからは、これが1件でして、それ以前も、必ずこのような事故があった場合には市長決裁、市長まで報告を入れておりますので、決裁を見る限りでは最近は、私が課長になる前も直近では、そんなにはなかったかなと思っております。

【関口委員】 この、昨年度の御報告からのこの1年でも、この1件のみということですか。

【市民課長】 はい、そうです。

【関口委員】 なかなか、人手が介するものなので、起きないものではないという認識で、起きてしまったものにはきちんと再発防止策をとっていただいているので、いいと思うのですけれども。実態を御報告いただいて、ありがとうございました。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【中村委員】 1点よろしいですか。

【石居会長】 はい、お願いします。

【中村委員】 アクシデント・インシデント報告ということで、ヒヤリ・ハットの報告だと思っています。これ、レベルがあると思うのですよね。よく医療機関なんかでアクシデント・インシデント報告をするときには、インシデントのレベルを3つとかに分けて、アクシデントのレベルを3つぐらいに分けて、インシデントとアクシデントの区別基準は、結果が発生したかどうか、対応が必要だったかどうかというのが1つ目の基準で。インシデントというのは、そこまで至らなかったのだけれども、結果が発生しそうだった場合、アクシデントというのは、結果が発生してしまって、何らかの対応をしなくてはならなかった場合、この2つに分かれます。で、それぞれ濃淡があると思います。インシデントは、実施される前に気づいて回避できたときにも、深刻度が幾つかあると思うのですね。

本件はアクシデント報告ということで、結果が発生してしまった事案の報告と認識しました。ただし、そのほかにもヒヤリ・ハットのレベルで、何かしらの事象が起きていると思うのですね。それについても報告と対策ができればいいかなというふうに、聞いていて思いました。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

すみません、私も1点だけ確認なのですが、1ページ目の数字、出していただいて本当によかったなと思ったのですが、確認なのですけれども、一番右の市交付率の算出は、人口と累計発行枚数とで算出されるということですか。

【市民課長】 そうです。累計枚数割る人口になっています。

【石居会長】 そうすると、交付後に転出をされた方なんかがあると、厳密に言うと、現状での実質的な交付率は、この数字よりももう少し低い可能性があるということですか。

【市民課長】 転出と転入もございまして、お亡くなりになる方、お生まれになる方、ありますので、日々それは変わると思います。

【石居会長】 若干これよりも、多いか、少ないか、微妙ですね。

【市民課長】 そうですね。ただ、他市で交付を受けた方がそのまま入ってこれれば、市として交付はしていませんけれども、持ってらっしゃるということでカウントはされると思いますが、なかなか、その確認というのはできませんので、あくまでも、国立市の市民課で交付をした枚数という形になろうかと思います。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。

先ほどおっしゃっていただいたとおり、実質どれぐらい交付されているのかということが、私たちがいろいろ個人情報保護の問題を考えるときの、一つの重要な数字になると思うので、これがどんな数字なのかというのを確認しておきたいなと思って、伺いました。ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、こちらは以上としたいと思います。どうもありがとうございました。

【市民課長】 どうもありがとうございました。

【石居会長】 よろしく願いいたします。

(説明者入れ替わり)

では続いて、報告事項の2です。国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の運用状況についてということで、御報告をお願いいたします。

【防災安全課長】 お願いします。防災安全課、防災・消防係でございます。

それでは、安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の運用状況について、資料No. 3に基づき、報告させていただきます。

条例の運用状況ですが、令和3年度につきましては、公立矢川保育園の民営化及び移転に伴いまして、カメラを1件、除去してございます。施設数が1件減少しております。

苦情件数及び映像データの利用、第8条関係につきましては、昨年と同様で0件となっております。第8条関係の映像データの外部提供は、令和3年度は44件となっております。令和2年度は46件でしたので、ほぼ横ばいという状況でございます。

利用者又は提供先は、全て刑事訴訟法第197条第2項に基づきまして、事件捜査となっております。提供内訳につきましては、別表にあります立川警察署が41件、府中警察署が2件、大分県日田警察署が1件となっております。

簡単ですが、報告としては以上となります。お願いします。

【石居会長】 ありがとうございます。

御質問、御意見等ございますでしょうか。

【中川委員】 御報告ありがとうございました。

この外部提供に関して、報告等を日頃から審議会にいただいているのですが、その際にも意見として申し上げているのですが、この刑事訴訟法の規定というものは、一般に任意規定というふうに解されているものでして、その必要性等に関しては、十分に国立市の側でよく考えて、外部提供の要否について検討しなければいけないと思われま。そのように条例の運用上も、注記されているところだと思うのですが。

特に、監視カメラの警察署に対する提供ということに関しては、非常に抵抗を覚える市民も多いというふうに考えますので、今後も慎重な運用を維持していただくようお願いできればと思います。

【防災安全課長】 承知しました。

【石居会長】 ほかにはよろしいでしょうか。
それでは、こちらは以上としたいと思います。
ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

(説明者入れ替わり)

【石居会長】 それでは続きまして、報告事項の3です。令和3年度情報公開制度の運用状況の報告についてということで、よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは事務局より、令和3年度情報公開制度の運用状況について、御報告申し上げます。資料No. 4を御覧いただければと思います。

令和3年度の情報開示請求件数は99件でございました。平成30年度から令和2年度までの3年度間の平均の件数が約50件でございましたので、2倍近くに増加しております。増加の要因といたしましては、特定の案件に係る請求が増加したためです。2枚目の担当課別請求受付件数と併せて御覧いただきたいと思いますが、富士見台団地建て替え事業及び市の新学校給食センター整備事業に係る開示請求の影響で、都市計画課と教育総務課の件数が増加しております。

非開示の理由といたしまして最も多かったのは、情報公開条例第6条第1項第1号、個人情報に関わるものでございます。次いで多かったのが、同項第2号の法人等情報でございまして、これらが全体の大部分を占めております。詳細につきましては、資料の3枚目以降に、開示請求・決定内容一覧を添付してございますので、御参照いただければと思います。

簡単ですが、以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。
御質問、御意見等ございますでしょうか。
お願いします。中村委員。

【中村委員】 前回の審議会でも申し上げたのですが、情報公開請求をより市民に使いやすくしてもらうために、できればオンライン申請による公開請求などができるようになればいいかなと思っています。今後、そのオンライン請求ができる仕組みをつくる予定というのは、ございますでしょうか。

【事務局】 中村委員、ありがとうございます。

オンライン申請という形式は、現状ではまだ考えてはおりません。オンラインで出した、出してないといった確認ですとか、様々制約等もございまして、現状では今すぐにといいわけにはいかないのではと思っております。

【中村委員】 是非、23区の情報公開オンラインシステムを御覧になって、導入の参考にさせていただければと思います。私も何回か利用したことがあるのですが、とても便利です。ただし、手数料などの支払いの方法が少し煩雑で、その点の改善がされれば、かなり使い勝手がよくなるかなと思っています。御検討ください。

以上です。

【事務局】 御意見ありがとうございました。

【岸委員】 私もよろしいですか。中村委員の御意見も賛成という、それだけの意見ではあるのですけれども。私自身が依頼を受けた案件で、情報公開請求せざるを得なかったことがあったのですけれども、どうしても市役所まで行かないといけないというので、非常に苦勞した覚えがあるので。その時は、オンラインではなくて郵送も無理なのですかという話を大分したのですが、やはり無理だったということで、大分、時間と手間暇かけて、遠くの市役所まで行った記憶がありまして。

私自身は動けるからいいのですけれども、なかなか御自分で市役所まで行くのが困難な方というのは、いらっしゃると思うのですね。なので、オンラインなり、遠くの方でもできるような仕組みというのは、家から出られない方も多分いらっしゃるでしょうし、整えていただければと思います。

以上です。

【事務局】 御意見ありがとうございました。

現状を一応お伝えいたしますと、郵送での受付、情報開示につきましては受け付けております。

【岸委員】 失礼しました。

【事務局】 恐れ入ります。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【中川委員】 2倍に増加した要因が、特定の事案に偏った形で情報公開請求があったためということで、富士見台団地の建て替え事業と、もう一つということだったと思うのですけれども。

簡単に把握している範囲で、どのような事情でそのようなことになっているのか、お話ししていただければと思うのですが。

【事務局】 団地の建て替えの件でございますが、やはり住んでいらっしゃる住民の方の中で、建て替えを進めたい方と、それに対して慎重な対応を求めている方々とがいらっしゃいまして、そこに都市計画課が計画の関係等に入っているということもありまして、市のほうで持っている情報について、慎重な対応を求めている方々から請求が上がっているというふうに認識しております。

あと新学校給食センターにつきましては、こちらは市の事業ではございますけれども、建設に関して内容を確認したいということで、住民の方だと思っておりますけれども、開示請求されているという認識でございます。

【中川委員】 それは、建て替えを具体的に担う業者等の情報とか、そういうようなこと。

【事務局】 そういったものも含まれております。

【中川委員】 分かりました。

【事務局】 ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。はい。

そうしましたら、こちらの件はここまでとしたいと思います。

続きまして、報告事項の4、令和3年度個人情報保護制度の運用状況の報告について、ということでお願いいたします。

【事務局】 それでは続きまして、令和3年度個人情報保護制度の運用状況について、御報告申し上げます。資料No.5を御覧いただきたいと思っております。

請求の種別といたしましては、開示請求、訂正請求、削除請求、利用等中止請求といった種類がございますが、令和3年度につきましては、全て開示請求でございました。請求の件数は40件でございます。過去3年度間の平均が約36件でございますので、やや増加傾向にあるのかなとは思っております。

資料の2枚目は、担当課別の請求受付件数となっております。最も多かったのは、高齢者支援課でございまして、これが半数近くを占めております。

令和3年度の特徴といたしまして、例年に比ばまして課税課の件数が多く、いずれも固定資産税関係の資料の請求であったことが挙げられるかと思っております。

請求・決定内容の詳細につきましては、3枚目以降を御参照いただければと思います。
簡単ではございますが、以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。
こちらに関して、御質問、御意見等ございますでしょうか。
中村委員お願いします。

【中村委員】 高齢者支援課がほぼ全てを占めている理由は、何かあるのでしょうか。

【事務局】 内容を確認いたしますと、介護の認定の関係で出てきております。それを、おそらく病院とかそういったところに持っていくのかなというふうに思っております。

【中村委員】 ありがとうございます。繰り返しになりますが、これもオンライン申請をできるようにしていただくと、より使い勝手がよくなるのかなという気がします。御検討をお願いいたします。

以上です。

【事務局】 ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。
よろしいですかね。

そうしましたら、こちらもここまでとしたいと思います。ありがとうございます。

【事務局】 どうもありがとうございました。

(説明者入れ替わり)

【石居会長】 では、報告事項は以上ということになりますので、続いて諮問事項に移りたいと思います。

そうしましたら、諮問事項の1になります。国立市個人情報保護条例第11条の規定に基づく諮問ということで、寄附金税額控除に係る申告特例通知書作成の業務委託の実施に伴う電子計算組織を利用した個人情報ファイルの作成について、ということで、まずは担当課の皆様、自己紹介の後、そのまま説明をお願いできればと思います。よろしくをお願いします。

【政策経営課長】 (自己紹介)

【財政係主査】 (自己紹介)

【財政係主事】 (自己紹介)

【政策経営課長】 それでは、説明させていただきます。

【財政係主事】 では、諮問させていただく内容について御説明させていただきます。資料No. 1-2、概要資料を使って、順を追って御説明させていただければと思います。

今回、寄附金税額控除に係る申告特例通知書の作成を委託することについて、諮問させていただければと思います。1の概要について、説明させていただきます。

まず、寄附金税額控除に係る申告特例の概要につきましてですが、平成27年度の税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例制度が導入されまして、確定申告が不要な給与所得者等は、寄附金を支出する際に寄附先団体に対して申告特例の求めを行うことにより、確定申告を行うことなく、ふるさと納税に係る寄附金控除が受けられることとなっております。このため、国立に寄附をした寄附者から、上記の申請特例の求めを受けた場合は、市長は申告特例対象年の翌年1月31日までに、申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所の所在地の市町村長に対し、申告特例通知書を送付しなければならないこととなっております。この際、指定の様式にて送付を行うこととなっ

ております。

今回の諮問についてですが、現在、市において作成支援ツールを用いて、個人情報を含む申告特例通知書のファイルを作成しているところなのですが、ワンストップ特例申請に係る業務を包括的に委託し、寄附金税額控除に係る申告特例通知書作成についても委託することを考えているため、国立市個人情報保護条例第11条の規定に基づき、諮問させていただいているところでございます。

続いて、2番、諮問対象について説明させていただきます。

今回、個人情報ファイルの作成の委託というところで諮問させていただいております。寄附金税額控除に係る申告特例通知書を電送するに当たって、委託先において特例通知書作成支援システムを用いて、寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイルを作成することが、個人情報保護条例第11条の個人情報ファイルの作成に該当するため、その取扱いについて、諮問するものです。

ページをめくっていただきまして、2ページ、関連システムの図を載せさせていただいております。

表題に、EGGとLedgHOMEの関連図と書いてありますが、EGGというものが、既に寄附管理システムとして、こちらが使わせていただいているシステムになります。LedgHOMEというものが、今度委託するに当たりまして、新規で導入することを予定しているシステムとなっております。システムについての説明は、後ほどさせていただければと思います。

また、図内に、Furusato360、S-SYSTEMなど記載があると思いますが、こちらは既に使わせていただいているシステムになりまして、特段こちらが使うというよりも、委託先のほうで発送の管理などで使われているのですが、今回の諮問との関連はないものですので、飛ばさせていただきます。

続けて3番、委託予定業務の概要につきまして、説明させていただきます。

委託予定業務につきましては、まず、ワンストップ特例申請書類の受け付けを行っていただきます。いわゆる受領と保管等を行っていただきます。

続けて、ワンストップ特例申請書類の到着日の管理をしていただきます。

また、ワンストップ特例申請書類の開封、内容物の確認を行っていただきます。

そして、ワンストップ特例申請書類の本人確認書類の照合、また不備の連絡をしていただきます。受理した申請書の修正の有無、個人番号及び本人確認書類の不備等がないか、確認及び照合を行っていただき、もし不備等があった場合は、寄附者へ連絡又は申請書の返送等を行っていただきます。

続けて3ページです。3.5のワンストップ特例申請書受理の申請者への受理通知です。申請書類について問題がなければ申請受理を行っていただき、受理通知をメール若しくは郵送で行っていただきます。

続けて、3.6から3.8までが、本件諮問の対象業務となっております。

3.6ですが、ワンストップ特例申請書情報の、特例通知書作成支援システムへの登録です。申請書の照合後、問題がなかった時点で、特例通知書作成支援システムへ登録を行っていただきます。

続けて3.7、寄附及び申請情報のデータ整合性チェックですが、特例通知書作成支援システムにデータの登録がなされ、内容のチェックが完了した時点で、データの整合性のチェック及び名寄せを行っていただきます。

続けて3.8、特例通知書データの作成と市への提出をしていただきます。総務省令で定められている寄附金税額控除に係る申告特例通知書を作成していただき、1月中に提出を行っていただきます。

最後に3.9、業務報告及び検査となっております。

以下にあります、図2委託業務概要ですが、今回委託を予定している業務の概要を、図示したものになります。

今回諮問させていただきます対象ですが、図の右手側、太枠内にある「④データ化する」という部分が、本件の諮問対象となっております。また、図の下側、「※2 ⑤e L T A Xにて申請」という部分ですが、こちらに関しましては、令和2年1月に諮問済みでございまして、13ページの別紙3に、答申を添付させていただいております。

それでは、ページめくりまして4ページ、導入予定システムの概要につきまして、御説明させていただきます。

本件業務を委託するに当たって、新しく導入したいと考えているシステムが2つございます。

左側、L e d g H O M E というものが寄附管理システムになります。寄附者の住所、氏名、電話番号、寄附日、寄付額、特典品などの、寄附者に関する情報を保有し、管理等するシステムになります。

L G W A N 回線及びインターネット回線のどちらかで閲覧が可能という形になっているのですが、こちらに関しましては、どちらかを選んで運用していくような形になりまして、現在使っている寄附管理システムはインターネット回線にあることから、インターネット回線での使用を、こちらとしては想定しております。

L e d g H O M E に関しましては、特定個人情報の登録は行わない形の運用となっております。

続けて右側、特例通知書作成支援システム、m o t i O N E につきまして、御説明させていただきます。

こちらは左のL e d g H O M E とデータ連携して得た寄附者情報に加え、受領したワンストップ特例申請書に記載の、特定個人情報等を管理するシステムとなっております。また、本システムにおいて、寄附金税額控除に係る申告特例通知書を作成いただきます。こちらが、本件諮問対象のファイル作成に当たるものです。

申請者情報は、A I - O C R システム及び委託先担当者の確認をもとに、取り込まれることを考えております。こちらのシステムに関しましては、L G W A N 回線でのみ、閲覧可能となっております。

続けて4番、提出データファイルについて、説明させていただきます。

ファイルレイアウト及びデータ形式ですが、特例通知書作成支援システム、m o t i O N E においてC S V 形式で作成いただきます。データに用いられる個人情報は以下にあります、住所、漢字氏名、仮名氏名、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄附金額になります。

昨年の実績としましては、対象者295名でした。通知書につきましては、別紙2、11ページに添付させていただいておりますので、御参照ください。

続きまして、5番の委託関係について、御説明させていただきます。

委託予定の事業者ですが、2社考えております。レッドホースコーポレーション株式会社とシフトプラス株式会社になります。

まず、レッドホースコーポレーション株式会社ですが、当市のふるさと納税に関する包括管理委託を、現在お願いさせていただいている事業者になります。本件委託予定事業における業務の全てを担当されることを、想定しております。

続けて、シフトプラス株式会社ですが、レッドホース社が提携されており、本件委託予定業務に係る寄附管理システムと特例通知書作成支援システムの開発者であり、こちらのシステムの管理等を行っていただくものです。システム管理等に関する契約は、レッドホース社との間で締結されているも

のであって、本件委託に関して、こちらとシフトプラス社が直接契約するという形にはならないものとなっております。よって費用負担も、シフトプラス社へは発生しない形となります。

(セキュリティに係る説明)

また、両社ともにプライバシーマークを取得しております。

21ページ、別紙6をお開きください。(セキュリティに係る説明)

想定されるリスクに対する対応につきましては、後ほど説明させていただきます。

(セキュリティに係る説明)

それでは5ページに戻りまして、5.3、責任の所在について、説明させていただきます。

自治体に関しましては、レッドホース社又はシフトプラス社の故意若しくは過失により第三者に与えた全ての損害を賠償する責任を負います。ただし、賠償及び補償に対応した場合には求償を求めることがあります。

次にレッドホース社の責任ですが、業務遂行以外の目的で個人情報を利用、第三者に開示、漏えい等をしたことが判明した場合、又は不正アクセス、紛失、漏えいの事故が発生した場合、その責めを負うこととなっております。

続けて、シフトプラス社もレッドホース社と同様、業務遂行以外の目的で個人情報利用、第三者に開示、漏えい等をしたことが判明した場合、又は不正アクセス、紛失、漏えい等の事故が発生した場合、その責めを負うこととなっております。

続けて、5.4、当市における情報セキュリティ対策ですが、当市、レッドホース社、シフトプラス社の3者において、秘密情報・個人情報保持契約を結ぶことを想定しております。また、個人情報取扱い特約条項及び特定個人情報の取扱いに関する特約条項を、契約時に加えることを想定しております。

(セキュリティに係る説明)

続いて6ページ、想定されるリスクにつきまして、説明させていただきます。

1番、個人情報が不正に持ち出され、利用されるリスクにつきまして、対応措置といたしましては、申請書の保管を行う環境においては、入室者の手荷物検査、カメラ監視、記録等を行っております。また、災害対策を行い、災害時に申請書を紛失することを防ぐための措置が実施されています。また、先ほど御説明させていただきましたとおり、三者において秘密情報・個人情報保持契約を結び、個人情報保護の義務等をお互いに約するものとしております。また、特定個人情報の取扱いに関する特約条項第8条において、指定された管理区域又は取扱い区域からの持ち出しの禁止を約するものとしております。

2番、特定個人情報の目的外利用がされるリスクにつきまして、対応といたしましては、個人情報取扱い特約条項第5条において、目的外の利用又は提供の禁止を約するものとしております。また、特定個人情報の取扱いに関する特約条項第7条において、同様に目的外利用の禁止を約するものとしております。また、寄附者より受領した特定個人情報につきましては、寄附金税額控除に係る申告特例通知書を作成する際にのみ利用され、本件以外の目的のために利用しないものとしております。

3番、特定個人情報が不正に複製されるリスクですが、この対応につきましては、秘密情報又は個人情報の複製物及び複写物の取扱いについては、秘密情報又は個人情報と同様とする旨を契約上において指定し、目的外の利用を厳に禁ずることを想定しております。また、個人情報取扱い特約条項第9条、及び特定個人情報の取扱いに関する特約条項第9条において、業務目的以外の複写又は複製の

禁止を約するものとしております。

(セキュリティに係る説明)

続けて7ページ、本件業務を委託することの公益性につきましてですが、本件業務は、確定申告の不要な給与所得者等のふるさと納税における税額控除手続を、簡素化するために実施されている制度に係る業務でありまして、今後、ふるさと納税制度が続く限り、継続していく業務であると考えております。この業務は、全国的なふるさと納税への関心の高まりに連動しておりますため、今後増大していくことも予想されます。適切に税額控除が実施されるためには、単なる申請書の受付のみでなく、申請書の記載情報や添付資料の不備確認等も必須であり、また申告特例通知書作成時に、個人情報等を誤りなく入力する必要があります。

このようなデータ作成や申請書を送付いただいた寄附者への対応等業務は、適切かつ丁寧な対応を求められるものでありますが、当市においてはふるさと納税だけを担当している職員がおりませんで、常に迅速で丁寧な対応を取り続けるということが難しい状況にあるというところではあります。そこで当該業務を専門的に行っている事業者へ委託することで、より遅滞なく適切な業務遂行が可能になるものと考えておりまして、本件業務を委託することの公益性は高いと考えております。

以上が概要の説明となります。

参考資料としましては、国立市個人情報保護条例第11条、地方税法附則第7条、レッドホース社作成の本件業務概要資料を添付させていただいております。参考資料3中の、オンラインでの書類受け付け、ウェブ申請につきましては、今回そのように実施することは考えておりませんので、申請書につきましては、紙でいただくことを想定しております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

【岸委員】 現状の確認をさせていただきたいのですが、現状、専任の職員がいらっしゃるということで、そうしますと専任ではない、何かと兼務していらっしゃる職員が、何名ぐらいで対応していらっしゃるのでしょうか。

【財政係主事】 基本的には、当係のほかの業務等と合わせて、基本的には私1名で、ふるさと納税の業務を担当しております。

【岸委員】 では、昨年の290何件をお1人でやられたということですか。

【財政係主事】 そうですね、はい。私のほうで、マイナンバーなども入力させていただいて、手続させていただきました。

【岸委員】 今後増加が予想されているのはそのとおりだと思うのですが、ちなみに可能であれば、昨年度は290何件で、その前の年度などはどのくらいの件数だったかとか、分かりますか。

【財政係主事】 すみません、確実な数字が申し上げられないので恐縮なのですが、微増傾向にあったかなと記憶しております。

【岸委員】 今後いつ頃から、委託することを予定していらっしゃるのでしょうか。

【財政係主事】 今回諮問させていただきまして、問題ないという形で御判断いただけましたら、早急に委託契約を結べればと考えておりますので、今年中に契約をさせていただければと考えております。

【岸委員】 今年度。

【財政係主事】 今年中です。

【岸委員】 はい、分かりました。

【政策経営課長】 ふるさと納税は年末が多いものですから、それに向けてと。

【岸委員】 ありがとうございます。

【関口委員】 私から3点ほど、確認させていただきたいのですけれど。

まず1点目が、概要資料の1ページの最初、1.2今回の諮問についてのところで、現在作成している特例通知書のファイルと、今回委託する特例通知書のファイルの違いがよく分からなかったのですが、現在も国立市で、ツールを使ってファイルの作成をしていると思うのですが、それと今回委託するものが新しいファイルになるというところの違いを、教えていただけますか。今回の諮問が11条ということで、新規のファイル作成ということだと思つたので。

【財政係主事】 作成された成果物としては、物は大きく変わらないと思います。基本的には同じようなものを、eL TAX上に載せて電送するという形になりますので、作成されるファイル自体が全く違うものであるというものではないです。

【関口委員】 とすると、現状も電子ファイルの作成業務が行われていて、業務を委託するだけとは言わないですが、委託することに対する諮問ということですか。

【財政係主事】 そうですね。はい、そのような。

【関口委員】 それが11条の諮問になるのかなというのが、一番分からなかったのですけれど。

【事務局】 委託して、委託先のシステムのデータベースにファイルをどんどん蓄積していくということになりますので、ファイル作成になるということです。

【関口委員】 これも少々、今後条例が変わっていくのであれですけど、新規のファイル作成というのが、今は国立市の中に蓄積されていく電子ファイルがあつて、ということで、業務委託って、責任分担、きちんと整理いただいていますけど、業務を委託するだけであつて国立市の業務であることは変わらなくて、ファイルの性格としては同じものかなと思つた、というのが、まず意見です。なので、新規に当たるのかが分かりませんでした、というのがまず1点。業務委託としては、きちんとリスクを判断いただくということは重要なことだと思つていますが、まず1点がそこです。

あと2点目なのですが、4ページの3.10で整理いただいている、導入予定システムの概要のところ、今回、2つのシステム、LedgHOMEとmotiONEですね。で、motiONEのほうの特定通知書作成支援システムが、今回の諮問の対象ですとありますが、LedgHOMEのほうも、特定個人情報は扱わないものの、住所、氏名、電話番号、寄附額等を含む個人情報を扱っているかと思うのですが、これが対象にならない理由は何ですか。

【財政係主事】 ファイル作成自体を行うものがmotiONEというシステムになりまして、寄附管理システムのLedgHOMEに関しましては、ファイル作成自体を行うものではないもので。

【関口委員】 これ、新規の個人情報ファイルというかデータベースが作成されると思うのですが、これは対象にはならないのですか。

ファイルって、本当はその打ち出しの1件1件の書類だけではなくて、電子ファイルって個人情報がデータベース化して、大量に蓄積されて、同時に漏えいするリスクがあるので、電子化はリスクがあると言われてるところなので、しかもLedgHOMEのほうインターネット回線接続ということなので、マイナンバーは含まれてないですが、個人情報全般という観点でいうと、LedgHOMEのほうリスクが高いように見えます。システムのリスクとしては、寄附額がどこまで機微情

報かというのがありますけれども、知られたくない方ともいると思うので。ただ、これだけの情報があれば、個人が特定できてしまうと思うので、十分重要的個人情報かなと。

【財政係主事】 現状使っている寄附管理システムも同様にインターネット回線上で使われておりまして、同じように寄附者の住所、氏名、電話番号、寄附額も含めて管理させていただいているような状況にあります。

【関口委員】 インターネットも、もう今は一般的なインフラツールなので、インターネットを使うこと自体がいけないとは、もはや言えないのですが、それも現状も別のところで同じような情報を、全く同じデータベースを別で管理されているということであれば、新規の電子ファイル作成に当たるのかは、やっぱり疑問だと思いつつも、その委託先に新規のデータベースができるというところでは、きちんとリスク評価をされたほうがいいかなと思います。それが2点目ですね。

3点目、最後は少し細かい話なのですが、6ページの5.5の想定されるリスクのところ、今回、紙の申請書もレッドホース社にお預けになるということで、紙で受け取った申請書も一定の保管期限は、合意されて設けられていると思うのですが、保管期限を過ぎた後の紙の申請書は、レッドホース社で消去、焼却、破棄されるのか、それとも国立市に戻されるのか。

【財政係主事】 国立市に戻されます。

【関口委員】 なるほど。では、きちんと件数管理して、戻して、国立市で適正に保管して、廃棄なりするということですか。

【財政係主事】 はい。

【関口委員】 分かりました。ありがとうございます。

以上3点、ありがとうございました。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

中村委員、お願いします。

【中村委員】 まず、関口委員と同じように、新たに作成するファイルって何なのだろうというのが、疑問としてありました。

そのほかに、別紙8と別紙9に書いてある、情報の取扱いに関する特約条項の中で、別紙8の第10条、返却、消去又は廃棄の条文中で、契約完了後直ちに返却、消去、廃棄しなくてはならないと書いてあります。別紙9の第10条、同じように、契約が終了したときには返却、廃棄もしくは削除しなくてはならないとあるのですが、別紙8の個人情報になくて、別紙9の特定個人情報の取扱いに関してあるのが、10条の2項と3項なのです。別紙9の10条2項には、前項の規定による廃棄又は削除について、記録を残さなければならない、かつ、3項は、廃棄又は削除を行ったときには、速やかにその旨の証明書を交付しなくてはならないと。一方で、別紙8の個人情報のほうには、そのような規定がないのです。同様に設けたほうがよろしいのかなというのが、1点目。

それから、契約が終了し、とあります。いつ契約が終了するのかという問題なのですが、別紙7、秘密情報・個人情報保持契約書(案)の16条を御覧ください。まず、1つ目に指摘したいのが、有効期間は令和4年3月末日と書いてある。多分これは誤記ですね。

あと、ただし有効期間満了の1か月前までに、いずれもが書面による契約終了の意思表示を行わない場合には自動更新されるということになると、先ほどの別紙8、別紙9における返却、廃棄、削除の時点がいつになるのだろう、というのが気になりました。この点はいかがでしょう。

【財政係主事】 別紙8は、一般的な個人情報を取り扱う場合の契約に添付しております特約条項

となっております。別紙9の特定個人情報の取扱いに関する特約条項に関しましては、国の個人情報保護委員会の、特定個人情報の取扱いに関するガイドライン等の内容を受けまして、マイナンバーを含む個人情報を廃棄するような場合は、廃棄したことの証明を提出しなければならないとか、速やかに廃棄して記録を残さなければならないといった、そのようなガイドラインがございましたので、今回マイナンバーを扱うということで添付させていただいております。この内容ですと、マイナンバーを扱っている書類を廃棄した場合は証明等を出していただくということで、想定をしております。

【政策経営課長】 市と、委託等の事業者との契約というのは、単年度ごとに実施しておりますので、基本的にはその期間が一つの契約の期間というふうに捉えています。そこが契約終了の時点になるかと思えます。

【中村委員】 そうすると、総括すると、別紙7、通しページの29ページの16条のただし書、1か月前までに書面による契約書的意思表示を行うという取扱いになるのですか。書類を直ちに、情報の返却、消去、廃棄が行われるということなのですか。

【岸委員】 毎年度ごとに、契約書を交わすのですか。

【政策経営課長】 そうですね。

【岸委員】 まあ、それはそれで、ありだと思うのですが。それでは、毎年度ごとに返却していただいて、というのをやると。

【政策経営課長】 ということですね。

【中村委員】 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

【中川委員】 契約終了の意思表示をするのですか、毎年度。書面で。

【政策経営課長】 2本するのだよね、多分。契約を。

【財政係主事】 そうですね。三者の個人情報保持契約と、別途、レッドホース社と業務に関する委託契約を行う形になるかと。

【中川委員】 それでは、個人情報保持契約書に関しては、自動更新。

【政策経営課長】 こちらは多分このまま生きていって、毎年度、業務委託の契約を別途締結していきます。業務委託の契約は1年ごとに案件が終了していくので、その都度、資料もお返しいただきますし、成果品も納品する形と。それが終了というところになるかと思うので。この個人情報保持契約書の三者契約書というのは生きながら、別で1年ごとの契約が動いていくというような形になるかと思えます。

ですので、こちらの契約としては特段、解除の意思契約というのは、しないものと思います。ただ、単年度契約なので、来年契約しませんよとなった場合には、こちらの契約のほうも解除しますということで、意思表示になるかと。

【中川委員】 了解しました。

【石居会長】 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

すみません、説明いただいたかもしれないのですが、3ページの3.8、最後にデータを作成して市へ提出するというところ。これは、方法とか媒体とか形式というのは、どういう形になるのでしょうか。

【財政係主事】 m o t i O N E というシステム内で作成いただきまして、m o t i O N E はこち

らでも操作ができますので、m o t i O N E内から、こちらでダウンロードして、共有するような形になります。

【石居会長】 直接的に何か物のやり取りが行われるというよりは、システムを共有することでファイルを取るということに。

【財政係主事】 そうですね。はい。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

【関口委員】 今の話だとますます、市で作っている通知書ファイルと、委託で、同じものですよ
ね。

【政策経営課長】 でき上がる物は同じ。

【中川委員】 考え方としては、新たに作成するファイルということに関して、今まで市で作っていたものを業務委託等によって第三者が作成する場合も、新たな個人情報ファイルを作成するという
ふうに、市としては考えていると、そういうお考えですか。

【財政係主事】 はい。そう捉えて諮問させていただいております。

【関口委員】 今まで業務委託が諮問に上がってきていたのか、少々よく分からないというか。それ
では、今後は一応そういう考え方で、業務委託して委託先のシステムにデータが入る場合は、新たな
電子ファイルとして、一旦条例が変わるまでは諮問が上がってくるということですか。

【事務局】 新規のシステム、m o t i O N Eですが、そちらを導入してそこにデータベースみた
いな物が蓄積されていくようなケースの場合については、こういったことが今後もあり得るとは……。

【関口委員】 はい、分かりました。

【中川委員】 内容は同じだけれども、作成されるファイルの性質が少し異なると。

【事務局】 内容が、市で作っていたものと同じものというのは、今まであまりないような気がする
のですが、今回たまたまこちらの案件については、市で作っていたものと同じものが上がっ
てくるという形になります。

【石居会長】 あとございますか。よろしいでしょうか。

では、答申の取りまとめに移りたいと思います。関口委員からお願いいたします。

【関口委員】 利用は十分に認められるのでよろしいのですが、諮問の対象を、m o t i O N Eだ
けではなく、L e d g H O M Eのファイルも是非対象にさせていただきたいと思うのですが、こうい
う場合はどうすればよろしいのですかね。対象を追加していただいて、リスク評価をしていただいて、
後日御報告いただくということで、よろしいですか。その前提条件付で、お認めしてよろしいかと思
います。

【石居会長】 はい。ありがとうございます。

では、岸委員、お願いします。

【岸委員】 必要性は十分に分かりますし、お認めしてよろしいのではないかと思います。

【石居会長】 中川委員、お願いします。

【中川委員】 必要性が高いものと思料します。また、想定される技術について、関口委員の御指
摘があった部分の御対応をされれば、リスクの対応もできるもののだと思い、相当性もあるものと思
えます。

以上です。

【石居会長】 中川委員、お願いします。

【中川委員】 関口委員のお示しした条件に従っていただくのであれば、お認めしてよろしいかと思えます。

【石居会長】 はい。ありがとうございます。

私も、そうですね、LedgHOMEの件は関口委員が御指摘いただいたとおりで、やはり一定のデータの蓄積がされること、それからインターネット回線を用いるというところで、リスク評価の必要性はやはりあるのかなと思えますので、こちら、LedgHOMEを含める形で御検討されますか。

【財政係主事】 諮問の対象にということですか。その必要性があれば、もちろん追加させていただきます。

【石居会長】 そうしましたら、基本的にはリスク評価を、今回していただいたmotiONEに準じるような形で、LedgHOMEについてもしていただいて、諮問対象に含めるという形での御報告を、次回の審議会ですでいただくということを条件にした上で、今回の諮問についてお認めするという形にしたいと思えますので、お手数ですが、もう一度、説明の機会をつくっていただければと思います。よろしく願いいたします。

では、本件に関しては以上ということにしたいと思えます。どうもありがとうございました。

【政策経営課長】 ありがとうございます。

(説明者入れ替わり)

【石居会長】 では、諮問事項の2、継続案件の個人情報保護条例第29条第1項の規定に基づく諮問ということで、法律改正に伴う施行条例の制定に関わる件について、引き続き、まずは事務局から御説明をいただいて、審議をしていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【文書法制課長】 それでは、本日もよろしく願いいたします。

本日机上配付させていただいた資料1-7、こちらを初めに説明させていただく形になります。委員の方々から御質問をいただいて、それへの回答という形で作らせていただいています。

こちらについては、当係だけではなくて、情報システム係が多分に関わるということから、調整を行ってまいりましたが、やはり範囲を決めるというのがシステム上かなり難しい状況に置かれております。ですので、検討中、協議中という形の回答になってしまっているのですが、やはりその中で出てきているのが、入れる時より入れる前の段階での担当課、システム係、文書法制係、こちらのほうでチェック機能を強化して、安全だという基で入れていかなければならない、当然のことなのですが、そこにやはり議論が集中しておりまして、では、その範囲をチェック機能、チェック体制、項目をどうするかというところで、また次回の打合せの時に詳細を詰めていくという状況になっております。それを踏まえましての回答という形ですので、御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

【文書法制係長】 それでは担当のほうから、本日配付しました資料について御説明申し上げる前に、2点、御連絡させていただきます。

1点は、今回の条例の素案の概要につきまして、パブリックコメント、意見募集手続を8月1日から実施しております。募集期間は8月21日までの21日間で、終了いたしましたら、いただいた御意見の内容などを、審議会のほうにも報告させていただく予定でございます。

2点目ですが、次の審議会が9月29日の予定ですが、次回までに条例素案等の条文の形でお示しさせていただければと考えております。よろしく願いいたします。

では、本日配付しました資料No. 1-7について、御説明申し上げます。

前回の審議会から少々期間が短く、今、課長からお話がありましたとおり、情報システム係との打合せなどを行いましたため、資料が事前送付できず、本日配付となりまして申し訳ございません。こちらの資料については、現時点で市が検討している内容になりますが、そちらの御説明を申し上げます。

では、資料を御覧いただきまして、No. 1、前回、条例素案の概要、No. 20の審議会への報告等について、①特に必要であると認めるときというのは、具体的にどのような場合かという御意見をいただきました。

これについてですが、国というか正確に申し上げますと、内閣府の外局である個人情報保護委員会の事務局のほうから、どういう場合が該当するか示されております。(1)特に必要な場合とは、個人情報保護制度の運用やその在り方について、サイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見を踏まえた審議が必要であると、合理的に判断される場合、とされております。

具体的には(2)の、1つ目の中点、定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて、国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則、ルールを事前に設定しておくことで、個人情報の適正かつ効果的活用が図られる場合、2つ目の中点、地方公共団体等が法律の範囲内で、独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、有識者等から意見を聴取することが特に必要である場合、3つ目の中点、法施行条例の改正、法に委任規定のあるものについて定めた、法施行条例の改正に当たり、有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合、といったところが想定されます。

続きまして、No. 2、②条例の素案の概要では、審議会の自発的な審議について定めることを予定しているということについて、どのような手続的な意味があるかという御意見をいただきました。

それにつきましては、(1)審議会への情報提供などが必要な事項については、基本的には市の機関から自発的に審議会への報告などを行う予定ではありますが、例えば、市の機関からの報告等がなかった事案についても、自発的な審議の規定を設けることによって、審議会が自発的な審議等ができることとなります。また、市の機関から報告があった事案、諮問事項ではない事案について、通常の質疑や意見を超えて審議会の御判断で、市の機関に対して意見書を提出することなども、可能になると考えております。

そういった審議会による自発的な審議、意見発出があった場合は、市の機関としましては、その意見等を尊重する義務はないとされておりますが、市の機関はその内容を受け止めて対応することになりますので、個人情報保護措置の適正化や職員の意識向上につながると考えております。

(2)は、国立市の過去の事例ではございますが、平成20年に市立小学校において個人情報が記録されたUSBメモリがなくなり、個人情報が流出した事故というものが起きました。これにつきましては教育委員会から審議会に報告がなされまして、現行条例の自発的な審議の規定に基づいて、審議会において審議し、審議会から各実施機関に対して意見書が提出されております。この提出を受けまして市としましては、庁内の各部署に対しまして、個人情報の適正な管理について庁内通知を行い、全職員に意見書の内容を周知するとともに、個人情報の適正管理に課題がないか点検を行い、課題に応じて、個人情報の取扱いの是正、その他必要な措置を講ずるよう、各部署に依頼をしております。

米印の部分ですが、先ほど(1)で申し上げました審議会からの意見について、市の取扱いなのですが、国の個人情報保護委員会事務局のQAでは、法の規定の129条は、2行目の後半、「審

議会等が自発的に行う調査、審議などを妨げるものではありません。ただし、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない」というふうに示されているということがございます。

続きまして、次の2ページにまいりまして、No. 3、こちらは審議会への報告について、素案の概要で③(1)、経常的かつ継続的に使用するシステムに限るという案を出しております、その「経常的かつ継続的」の判断について、どのような運用をするのか、何か月とか具体的な期間を想定する必要があるのではないか、といった御意見をいただきました。

これにつきまして、経常的、継続的というのはどのような期間かというのは、現在情報システム係と調整、検討中であります。先日も少し打合せをしたのですが、結論が出ていない状況でございます。

続きまして、No. 5から7までですが、国が開発し、提供するシステムについては報告事項から除きたいという市の案に対しまして、委員さんからの御意見としまして、まず、一定の安全性の確保という観点がありますが、一定の実績があるものについて安全性が確保されていると判断するのか、新しく開発し導入するシステムについては除外されるのか、といった御意見をいただきました。また、住基ネットというのは、国が開発したシステムかどうか。また、一定の安全性の確保の観点とありますが、審議会の役割はリスク評価というだけではなく、導入、利活用が住民の考えと適合するかを審議することではないか、といった御意見もいただきました。また、システムの利用について市に選択権がある場合については、報告事項に入れるという考えもあるのではないか、といった御意見をいただきました。

これらについても情報システム係と打合せをしまして、現在考えているところが記載のとおりになります。

(1) 国が用意したシステムを自治体が利用する場合には、利用開始前に国が関係法令の規定に従って、責任を持って個人情報保護措置を含めた評価を行うべきであるというのが、市の考えとしてはあります。

(2) 国が開発し提供したシステムと、今の素案では示しておりますが、そういったシステムのうち、システムの利用方法について市に裁量の余地がないシステムについては、審議会の報告事項から除くこととし、市の裁量があるものについては審議会への報告事項としてはどうか、というふうに、今考えております。裁量性の有無、余地というのがちょっと分かりにくいとは思いますが、例えば裁量の余地がないシステムとしましては、マイナンバーのマイナポータルとか、昨年度諮問をいたしましたコロナワクチンの接種システムなどについては、国が利用方法を決めているシステムになりまして、市も実際、利用者として利用するような形になっておりまして、その利用方法について、市のほうに裁量性がないものになってくる、というふうに考えております。

そういった、利用方法について、市の使い方で動く部分があるかということを目安にしたいというのがありまして、一定の運用実績、新しく開発されたシステムかどうかという点や、市に利用の選択点があるかどうかで区別する、そういった観点で報告事項とするかどうかを分けるのではないほうが、よいのではないかといい意見が出ておりました。

今書いております、国が開発し提供するシステムという規定については、少々分かりにくい部分がありますので、分かりやすい規定の仕方を検討したいと思っております。

(3) 住基ネットシステムは国が開発したシステムかという御意見についてですが、本日のこの資料の最終ページに、総務省の資料を添付しております。中村委員には別添でお送りしたデータになり

ますが、一番後ろのページを御覧いただければと思います。

こちらは住基ネットの概要を示した法務省の資料になっておりまして、一番左側に市町村の枠がありまして、真ん中に都道府県ネットワークの枠、その右に全国ネットワークの枠が入っております。少々白黒で分かりにくいのですが、全国ネットワーク、都道府県ネットワーク、あと市町村の半分までかかっている四角い枠が、住民基本台帳ネットワークシステムになっております。

市町村のCSと書かれている、コミュニケーションサーバ、こちらが市町村に設置されて、既に設置されていた住民基本台帳のシステムと、住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡しをするために設置するコンピューターが、コミュニケーションサーバなのですけれども、市町村のうち、このCSの部分については、市が用意して設置しているものになりますので、市の裁量がある部分ということになります。ですので、先ほどの整理では、市町村のうちCSの部分は報告事項としたいと考えております。ただし住基ネットワークシステムのうち、都道府県ネットワークと全国ネットワークの部分については、国が用意しているものになりますので、利用の仕方に市の裁量がないということになりますので、先ほどの整理では、こういった部分については報告事項としないということ、今考えております。

では、もとの資料の2ページのほうに、お戻りいただければと思います。

(4) 導入について市の選択権があるシステムについては、市の機関は導入の有無の判断に当たりまして、導入の前に、その導入、利活用が住民の考えと適合するか、検討することになると考えております。個人情報改正法の施行後は、審議会による関わりは事後的な報告、事後的な監査となる以上、審議会におかれましては、住民の考えとの適合性の審議よりも、個人情報保護に係る安全管理措置をチェックすることが、主な役割になるのではないかと考えております。

続きまして、3ページ目、No. 8ですが、こちらと同じく③、国が開発し提供するシステムについてですが、こちらは先日委員さんから、そういったシステムを除くのは妥当であると考えられるけれども、市の責任範囲がどの範囲なのか、国立市として守らなければいけない点について漏れないようにする必要があり、という御意見がありました。システム導入前のセキュリティ面の確認の強化が前提であるというふうにおっしゃっていただきましたが、市としましても、システム導入の前に、市の管理、監督の責任範囲等について確認することが重要であると考えております。

市の責任範囲、安全管理措置等については、担当課による確認のほかに、情報システム係や私ども文書法制係によるチェックを行う方法を整備することが、必要であると考えております。先日も情報システム係といろいろ話したのですが、まだ、どういった具体的な方法がよいのか、まだ意見がまとまらない状況でして、現在、情報システム係と調整して、さらに検討していく予定です。

続きまして、No. 9からNo. 12までですが、こちらは本人同意に基づき個人情報を取り扱うシステムを、条例の概要案に書かせていただいたものになります。前回の審議会で委員さんから御意見をいただいたものとしては、民間の第三者が開発したアプリは、安全性が確保されていると言えるのか、また、アプリについて不正利用等が起きたとき、利用規約への本人の同意に頼ってよいのか、市の責任範囲について、市が意図しているよりも利用規約の文言が広い場合がある。また、市のほうでの安全確保の確認をどのようにするのか、本人同意のとり方を詰める必要がある。さらに、本人同意に基づくとはいえ、利用規約は市が導入しているシステムだと信用されて読み飛ばされてしまう可能性があるのでは、市が導入して問題ないか、市が立ち止まって考えるきっかけになるように、報告事項にすることも考えられる、といった御意見をいただきました。

これらの意見を受けまして、市の考え等ですが、まず（１）、審議会資料では「本人同意に基づき個人情報を取り扱うシステム」としておりましたが、対象を分かりやすくするためパブリックコメントの資料では、「本人が利用規約に同意の上で利用するシステム（ウェブサイト、アプリ等）」と、いたしました。

（２）安全性の確保についてですが、市の機関が民間業者が開発したアプリなどを利用する場合には、その安全管理措置や市の責任範囲等について、事前のチェック機能の強化が必要であると、市のほうも認識しております。こちらについても先ほどと同様、その方法については、現在検討中であります。

（３）今後の市の事業におきまして、本人の希望に基づくアプリなどの利用は増加することが予想されていますので、これらを全て審議会の報告事項とすると報告件数が増加して、特にチェックが必要な事例が埋もれてしまう可能性があるといったところが、少々危惧される所ではあります。先ほど申し上げました安全性の確保について体制を整えまして、そちらにより、一定の安全性の確認を行うことができるような体制を整えられて、また、②利用者が利用に当たって利用規約等に同意している場合は、本人の自己情報コントロール権も及んでいると言えますし、本人の利用したいという気持ちも尊重したい部分もあつたりします。そういった場合には、審議会の報告事項としないことが許容されるのではないかと考えてはおります。

続きまして４ページを御覧いただければと思います。

No. 13になりますが、審議会への報告をする場合として、個人情報保護委員会に報告すべき漏えい等の事態が生じた場合と、条例素案に載せておりますが、保護委員会への報告が先なのか、また審議会に何を報告し、議論するのかといった御意見をいただきました。

まず、制度の概要について申し上げます。法律上の保護委員会の報告としては、次のような内容が規定されております。首長などは、保有個人情報の漏えいなど個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして、保護委員会規則に定めるものが生じたときは、その事態を知った日から３０日以内に本委員会に報告しなければならない、とされております。保護委員会に報告する事項は以下のとおりとなっております。事案の概要、漏えい等が発生し、または発生したおそれがあるという個人情報の項目やそれに係る本人の数、原因、２次被害やそのおそれの有無及び内容、本人への対応の実施状況、公表の実施状況、再発防止のための措置、などとなっております。

こちらを受けまして、審議会への報告としまして市が考えておりますのは、報告する事項につきましては、保護委員会に報告する事項と同じ内容を予定しております。また、審議会の報告時期は、審議会の開催のタイミングによっては、委員会への報告より前になる場合もあるかと考えております。早い時期に報告をする場合の報告内容は、概要やその時点で把握している事項のみになりますが、全体が把握でき次第、再度審議会に追加で報告することになります。

そういった審議会への報告をすることによって、審議会から当該事態に係る市の対応の適否や、今後の必要な安全管理措置等について御意見等をいただきまして、個人情報保護の改善につながることを期待しております。

続きまして、No. 14、市の機関が必要と認めるものということで、目的外利用等の場合を指すのか、現行の個人情報保護条例の報告事項が対象になるのか、といった御意見をいただきました。

前回は簡単に御説明をしましたが、こちらの対象としては、個別の報告規定が存在しない事項のうち、市の機関が審議会への報告を必要と判断した事案を予定しております。目的外利用等の報告につ

いては個別の規定を設ける予定なので、市の機関が必要と認めるものに該当する報告とは、考えていないところでございます。

こちらに該当するものとしましては、例えば、存否応答拒否決定について、現行条例では審議会への報告規定が個別にありましたが、実際の運用としましては、事例に応じて個別の報告を行ったものと、一般的な年次報告の中での報告で済ませたものがありました。新条例においては、存否応答拒否決定について個別の報告規定は置かない予定ですが、個別の事例によって審議会への報告を行うことを考えております。存否応答拒否決定の場合でも、事例によって何もトラブルにならないケースもありますし、一方で、請求者から苦情など御意見をいただいたような場合もあります。そういった請求者からの苦情だったり、トラブルだったりというものが起きて、審議会の個別の報告が必要と市の機関が判断した事例につきましては、市の機関が必要と認めるものとして、審議会に報告できればと考えております。

続きまして、5ページを御覧いただければと思います。No. 15、16、審議会への報告事項一般について、委員さんから御意見をいただきました。機械的な報告にならないように、運用状況に係る内部監査的な役割を持てるように、改善につながるような意義がある報告にする必要があるといった御意見、また、市の責任範囲について事故などが起きたときに市が責任をとる前段階でのチェックを、審議会ができればよい、報告が個人情報保護に資するものになるようにしたい、といった御意見をいただきました。

市の考えとしましては、改正法では審議会の役割が限定されますが、改正法の範囲内で可能な限り、審議会への報告事項としたいと考えております。報告事項であることがきっかけとなって、安全管理措置について、職員の意識付けにつながることで、また報告の際に審議会委員から御意見をいただくことにより、市の機関による安全管理措置の改善や見直しなどにつながることで、個人情報保護に資することを期待しております。

続きまして、No. 17、先ほども中村委員からありましたが、各種請求はオンライン請求が可能かという御意見をいただきました。

こちらにつきましては、デジタル手続法の規定によりまして、開示請求をオンラインによることとするのは可能ではありますが、当市におけるオンライン請求につきましては、全庁的にどういった対応をするのか、他の事業も含めまして、正直に言ってあまり議論が進んでいないところであります。今後の検討課題ではあると思いますが、政策経営課などとの協議が必要となってきますので、課題として、こちらにも認識しておきたいと思っております。

No. 18、こちらはNo. 17と関連するものでございますが、自己情報開示請求の費用の支払方法を、現金のみではなくキャッシュレス決済も検討してほしいという御意見をいただきました。

こちらでも前回少々御説明いたしましたが、現在、費用の納付は市民課のレジで行っておりまして、支払方法は市民課のレジで取扱いを行っております現金や郵便為替としております。電子納付につきましても、オンライン請求と同様、今後の検討課題としたいと思っております。

すみません、長くなりましたが、資料に基づく御説明は以上となります。

本日は、この資料の内容のほかにも前回の資料や全体につきまして、引き続き御審議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。

それでは、今日の1-7というのが新しい資料になりまして、1-6より前が前回までの配付分と

なりますが、どちらに関わってでも構いません、御意見、御質問などいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【関口委員】 1点、意見というか感想までなのですけれど、本日配付いただきました資料の中のNo.13、漏えい事故等が起きた場合の報告なのですけれど、本日、考え方の御意見を伺っていて思ったのですけれども、多分、保護委員会の報告も、最初の第1報は結構スピード重視だと思うのでこちらが優先されるのかなと思いましたが、第1報では報告時点において把握しているものに限定ということになると、多分その後第2報、何報、最終報という形で、全体の報告があると思うので、審議会への報告は少なくとも最終報を出す前には必ずいただいて、こちらにも御意見を書いていただいているのですけれど、再発防止策ですとか運用改善とかにつながるような議論ができるといいなと思いました。何か第1報はどっちが先か、みたいな話は、多分保護委員会がすごく優先されると思うので、最終報の最後の意見をまとめる前にはこの場で、国立市としての議論ができるといいなと思いました。

【文書法制課長】 その辺、やはり保護委員会が先に、緊急で報告すると思うのですが、やはり市の審議会の委員さんの皆様には、やはりおっしゃったとおり、発生経過、そして防止策、あとは影響がどれだけ出たかというのをまとめた上で御報告することによって、御意見いただけるかとは思いません。その辺は考慮していきたいと思えます。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。中川委員、お願いします。

【中川委員】 すみません、前回たくさん質問してしまいまして、御苦勞をおかけしました。ありがとうございました。

基本的に市の考え方というのを示していただいて、よく分かったのですけれども、1点、何というのですか、提案というか、審議会がこれからいろいろ、事務局に対して御意見申し上げると思うのですけれど、できるだけ建設的なものにしたいというふうに思っています。何というのでしょうか、やり取りの中で、市として進めたい方向でやるときにも、例えば私の意見なんかに関して、その方向では進められないなというふうに感じてらっしゃる、考えてらっしゃるとかいう場合、理由づけのところ、何か防衛的な理由づけというものを、たくさん入れようと、入れるようなことになってくると、今後の運用の中でその部分が要らぬ方向で動いてしまっていないかな、みたいなのが少々懸念されるというか。本当はそういうふうに考えているわけじゃないかなと思うのだけれど、私の質問に対して応答するために、そういう理由づけもあるかなというふうに付け足していくというふうなことが、今後の在り方として、あんまりよくない方向に行くのではないかなというふうな、少々懸念される場所がありまして。今後の意見、やり取りについて、腹を割ったお話というか、そういうふうな形で進められたほうがいいかなというふうに思っています。

例えば少し気になったのが、2点ぐらいあるのですけれども、3ページのところでアプリの利用に関して、本人の自己情報コントロール権が及んでいることから、審議会への報告事項としないことは許容されますということをお書きになっているのですけれども、どうもこの全体の文章を読みますと、やはりアプリとかウェブサイトを利用するということが増加してきて、これを全部報告事項にすることはあまりにも煩雑じゃないかというのが、基本的な理由づけなんじゃないかなと思うのですけれども、本人の自己情報コントロール権が及んでいるからいいのだというふうに言ってしまうと、これは逆に言うと、市のほうの責任は、基本的にこういう問題に関してないのですよというふうなメッセージにもなっちゃうと思うのですね。これが今後引き継がれていくというのは、あまりよろしくないというか。

基本的にアプリを導入する以上は、その安全性とかに関して、市が使ってくださいというふうに言っているアプリだから大丈夫だろうというふうにして、このアプリを使うという選択をする市民の皆さんが多いのではないかと御指摘も、前回あったと思うんですけど。そのような意味で、市は一定の責任をやはり果たさなければいけないと思うので、それを全部、自己情報コントロール権の問題なのだとすることはちょっと乱暴な議論になってしまうので、あくまで、例えばアプリを利用することに関しては除くという場合にも、これは市の責任ではないのだというふうに結びつかないような言い方で説明する形を、こういう問題については、やはり知っていただいたほうがいいのかなと。実際に市は責任を負っていると、担当課のほうでは十分お考えだと思うので、そのような点を少しお互いに気をつけながら、話ができるようにしたほうがいいのかなというのが、少し気になりました。

何というのでしょうか、やり取りをしているうちに、こうしたほうがいいのではないかとということになって、板挟みになってしまって、いろいろ理由づけをしなければいけないということになってくると思うんですけど、そういう中でも、お互い本意でないことになるとよくないと思いますので、話合いの仕方というか、こちらからの提案に対する応答の在り方等について、御検討いただけたらと思います。

【文書法制課長】 その辺について、もちろん市が推奨して市民の方に使っていただくアプリ、ここは導入すれば、もちろん市にも責任が及んでくることは当然のことと、理解しております。理解というか、当然です。前段の安全性の確保についてというところで、チェック体制を万全にして、それで導入をしていくと。その導入したシステムについての審議会への報告という部分で、少々このような表現が入っていますが、報告の部分に限ってというところですので、決して市のほうが責任を負わないことではないというところでは、ここはかかってきませんので、そのように御理解いただければと思います。

ただ、審議会への報告事項として入れるかどうかというところで、このような記載になってしまいましたので、そこで誤解を与えてしまったのであれば、おわびを申し上げさせていただきたいと思いますが、あくまでも入れたアプリについても市が管理しているものであれば、どこまで市がそのチェック、事前チェックの段階で市がどこまで責任を負うのかというところを確実にして、業者の部分の責任、市の責任という部分では当然、確保して利用していくと。その確保できた段階で審議会へ報告する部分について、では、どの部分までのシステムについて御報告させていただくのか、というような形のくりになってきますので、すみません、記載についてもし分からないような、また誤解を与えるような記載の仕方であれば、ここは少々考えたいなと思っております。

すみません、答えになっているか分からないのですが、そういうふうな形で、もちろんいろんな御意見をいただいて、私どもも保護委員会にいろいろ各種の質問を出しても、それまで許容されないというのが、本当にいっぱいあります。ですので、そういったところも踏まえて、では、質問しなければいいではないか、というところも出てきていますので、その辺も踏まえて、逆に、当市の審議会委員の皆様が御意見を伺っていただけるのではないかとこの部分、これから多々出てくると思いますので、その辺は是非、こちらもお考え方を、先ほど委員さんおっしゃったように腹を割って示させていただいて、委員さんの御意見をいただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【中川委員】 すみません。少し何かすれ違いみたいになっていくと、よくないなというふうにしたので。

それとあと1点。2ページのところで、No. 5から7にかけて、国が提供するシステムについて、基本的には裁量性がないものについては報告事項としないというお話で。この点に関して、住基ネットでも示していただいているのですけれども、最後の(4)のところで、導入時に住民の考えとの適合性等を判断するので、事後的な報告では、審議会が住民の考えとの適合性との審議よりも、個人情報に係る安全管理措置をチェックすることが主な役割となると考えていますと、ということなのですけれども。やはり、これも少々私の言い方がよくなかったのかなという気もするのですが。

やはり審議会が、ここで言う安全管理措置をチェックすることというのは、具体的にどういうことが想定されているのかにもよると思うのですけれども、関口委員のようにセキュリティの専門家では、私たちは基本的にないですので、そういう技術的な問題に関する安全管理措置等については、やはり基本的には分からないということになると思うのですね。そうしますと、一般的に、例えば私は法律とか憲法を専門にしていますので、個人情報保護とは何かとか、プライバシー権とか自己情報コントロール権とは何かとか、法律の仕組みとか、そういうふうな観点から、住民がどのような不安を抱くとか、というふうなことを考えてお話をさせていただくことになると思いますので、事務局として、今後の審議会の役割をどう考えていただくかということとも関わると思うのですけれども、この安全管理措置のチェックというのは、一体どういうことを想定しているのか、というのをいま一度、少し御検討いただくと、今後の議論の仕方としても建設的なものになっていくのかなというように思いました。

特に、住基ネットに関して、すぐ上の(2)の整理によると、市にCSを設置する場合は審議会の報告事項となり、それ以外の部分については報告事項としなくなりますということが書かれているのですけれども。先ほどの住基ネットに関する報告のところでも出てきましたが、国立市として個人情報保護ということに関して非常に敏感になった経緯というのが、住基ネットの問題で、あれは1回接続した後に切断するというふうな措置を行ったわけですね。この切断を行ったというのは、いわゆる国が開発した全国ネットワークの部分と、市が管理して設置しているCSというものの切断をするという話だったと思うのですけれども、そのような意味で、なぜあのような決断に至ったのかということ、それはおそらく、やってみて、事後的に考えて、やはり考え直したほうがいいのかというふうな話があって、住民アンケート等をとって、やはりそのように考えている住民が多いと。そのような、ある種の市としての自治的な判断でもって、そういう決断をしたというのが、当時の在り方だと思うのですが。それを今どういうふうにも評価するかということ、いろいろあると思うのですけれども。そういうことが行われたこと自体が、あるいは経緯があったということ自体は、それなりに意義があったのではないかなと思うのですね。

私、前回、住基ネットについて気になりますと発言したのは、そういうふうなことを考えて発言させていただいた部分がありますので、事後チェックということで審議会が今後関わっていくということについて、そもそもどういった役割を審議会として果たすべきなのかという点について、少し事務局の側と、こちらの現審議会で、意思のすり合わせとか、考え方のすり合わせをしたほうがいいのかというふうに思いました。

以上です。ありがとうございました。

【文書法制課長】 ありがとうございます。いただいたお話、いま一度持ち帰らせていただいて、その辺を審議会の委員さんとどのような形で、本当に効率的で現実的なお話ができるのかというところは、是非取り組ませていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。私が言おうとしていたことは、ほぼ今、中川さんの2点目と同じ内容です。すみません。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。中村委員、お願いします。

【中村委員】 4ページ目のNo. 13、報告の件です。

本日、住基ネットでのアクシデント報告がありました。これ、とても大切なことだと思います。で、報告すべき対象をもう少し広げてもいいのかなと、その点について御検討いただきたいなと思いました。特に、保護委員会の報告の、しなくてはならない事項というのが、4ページのNo. 13、(1)から(9)まで書いてあるのですが、これは漏えい等が発生し、また発生したおそれがあると。実際に実害が発生してしまった事案ですが、それと同程度に大切なのがインシデント、ヒヤリ・ハットですね。発生しそうだったというところまで広げて、報告をしてみたいかなと思いました。御検討ください。

【文書法制課長】 ありがとうございます。そちらも検討させていただきたいと思います。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【岸委員】 1点よろしいですか。この20番のところを見ていくと、あと今日の御説明も踏まえると、結局のところ、事後的なチェックっておっしゃっていたのが少し飲み込めてきた部分があるのですけれども、やはり①については、何というか、事前のルールづくり的な部分が多少あるのかなと。特に必要であると認める時。ただ、事前のルールって、一度作ってしまえばある程度、細かい業務的な、マニュアル的なものなのか、あるいは地域独自なのかとか、そういう部分になるかと思えますけれども、おそらくこれ一度作ってしまえば、そんなに何回も何回もやるようなものではないのかなという気がして。それで、前回配付いただいた資料のほうのNo. 20の②審議会の自発的な審議や、あるいは③報告事項についても、おそらくこの規定ぶりを見ると、結構例外的な場合に限るのだろうなという気は、何となくはしているんですね。

その分、おそらくは、これ、私が口を出すものではないのかもしれないですけれども、担当課による確認ですとか、情報システム係ですとか、文書法制係ですとか、内部での事前チェックも、結構大きくなるのではないかなというのが、率直な感想です。これについてはもう、そちらのほうでやっていただくことにはなるのでしょうけれども。

強化が必要だというふうに、こちらにも書かれておられて、調整、検討中ということなのですからけれども、実際のところは、具体的にどういうことを予定しておられるというか、何か、こちらに情報提供できるような、どういう強化やチェックを検討しておられるのか、もし可能でしたら、教えていただければと。

【文書法制課長】 システム導入に当たっての事前チェックというところで、当然、チェックしなければならぬところというのが、今もシステム段階で、セキュリティの部分であったりとか、そういったものは全てチェックしているのですけれども、そこでさらなる細かいチェックがどこまで入れられるかという、私もシステムには詳しくない部分もありますので、そこを現在持ち帰って、さらに詳細な部分を検討してもらおうという形で、システム係にも持ち帰っていただいていますので、市の基幹系システムと連携するのか、するに当たっては、どこでどうセキュリティが確保されているのかとか。そういった部分のチェックを事細かに整理して、機能を働かせていければと。

あとは、先ほど中川委員がおっしゃった法的な部分とか、そういったことも当然含めてのチェックという形になってきますので、システムだけに限らずといった部分のチェック体制がどうとれるのか。

そういったところ、まだ具体的に、システム係とこの間、2時間以上協議をしていたのですけれども、まだ具体的な部分は持ち帰りになっていますので、上がってきた段階で、早急に委員の皆様にもお話しをしていきたいと。すみません、ここまでぐらいしかお話ができないのですけれども、そのような状況になっております。

【文書法制係長】 アプリにつきましては、LINEについては総務省から基準が示されたりして、また、今のところLINEに特化した話になっているようなのです。なので、その辺もLINEでこういう考えでしたら、ほかのアプリでもどう考えるかみたいなのところも、整理していく形になるかなとは思っております。情報システム系のほうでも、総務省のほうの資料なども確認するという話になっております。

あと、現在でも新しいシステムを入れるときは、システム調達ガイドラインというものに従って、情報システム系のほうで確認は入れているのですが、それが実際的にはかなり早い段階でのチェックになっておまして、内容的には基礎的な事項についての確認だけになっているという状況があります。その辺、実際にどの段階でどのくらいの内容まで、確認、チェックすることができるのか、適切なのかというのとバランスを考えて、さらに検討が必要かなと思っております。

【岸委員】 ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

今まで出なかったことに関わって、1つだけお話しさせていただくと、1ページのところの、直接関わるのはNo. 2になりますかね。前々回の頭出しで、勝手に発言させていただいた時、場合によっては今後、審議会を定例化することで、事後報告にしてもうまくサイクルをつくっていくことができるのかなということ、全く思いつきで話したところはあるのですが。ここに挙がっている、No. 2の最後の米印のQAを見たとき、アンダーラインのあるところという、事実上の要件化などを基本的にはしないというようなことがある、ということからすると、定例化ということも結構難しいような解釈になっていきそうなのではないでしょうか、というのが1つ。これは、何というか、国の基準と照らしたときに難しいかどうかということが1つと、国立市としてどう判断するかというのはまた別だと思うのですが、その辺がちよっと気になっているというのと。

もう一つは、同じくこの(1)のところ、報告等がなかった事案について、審議会が自発的な審議等ができる、これは大事なことだと思う一方で、その報告がなかった事案を審議会のほうで自発的に付議していくというのは、なかなかハードルが高くて、委員一人一人がきちんとアンテナを張れ、ということでもあると思うのですが、一方で、どんなに張っても張り切れないところはあるでしょうし、そこをどういうふうにきっかけをつかめるようにするか、であるとか。

あと、これは条例に書き込むことではないのかもしれないですけど、やっぱりそういうところの意識というのは、市民の方のほうが多分、肌感覚で感じていらっしゃる場所もあるでしょうから、市民の方の気づきや問題意識みたいなものを、審議会の委員が何かしら吸い上げたり、感知する機会みたいなものがあると、そうした報告等がなかった事案について審議するという、この仕組みを生かせることにもなるのかなというふうに思ったりしたのですが。

なかなか、現実的にどうなのだろうと思うところがあって、何か明確なお答えをくださいということではないのですが、もし何かこの辺に関して、今考えていらっしゃるのとかがあれば、少しうかがえればと思うのですが。いかがでしょうか。

【文書法制係長】 まず1点目なのですけれども、定例的な開催についてですが、今の市の考えと

しては、定例的に運用状況の報告をするという形をとれば、定例的に開催することは許容されるのではないかなとは思っております。今ですと、基本的に1年間、年次報告で1年間に1回にしていますけれども、審議会の役割として、保護委員会の考えとしては、運用状況の報告ならいいよという考えなので、その運用状況の報告の仕方を定例的に、例えば、三、四か月に1回とか、そういった形ならば、許容されるのではないかなとは思っています。特に国の見解を確認はしておりませんが、市としてはそのように思っております。

あと2つ目の、市からの報告がなかった事案について、審議会のほうで関知されるというのは、やはり難しいこととは思っていますが、やはり原則として、市の機関のほうから積極的にきちんと、審議会のほうに報告をすることが必要であるとは思っております。なので、本当はこの②の自発的な審議が必要になる場面が、少ないほうがいいのか、少なくあるべきだとは思っておりますが、何かしらのときにそういったことができれば、あと、市から報告があった事案について、さらに審議会のほうで取り上げて審議を深くされたいとかいったとき、対応できる根拠が明文としてあったほうがよいかと思って、この規定を入れることを考えております。

【文書法制課長】 やはり市のほうから、私ども文書法制係のほうから、委員さんに情報提供しない限りは、そういった情報って100%つかめないと思うのですね。よほどの事件が起きない限り。ということであれば、やはり主管課、担当課のほうから私どもに相談が来ますので、その中で、報告して審議会の委員さんからの意見を聞きたいといった声が上がってくると思いますので、その辺の事案に応じて、状況に応じて、もう事前に報告する、しないという話が上がると思いますので、その辺、内容によっては会長のほうに御相談させていただくとかいう形で、報告に上げるかどうかという判断も、一つの方法なのかなと思っております。その辺は担当課のほうで、整理をしていきたいというふうには思っています。

【石居会長】 そうですね。活用する機会がないというのが本当に、確かにそうできるというとは思いますが。ただ、これがあるということ自体が、項目としては必要なことだと思いますので、是非お願いいたします。

審議会で諮るかどうか、これも前に少しお話ししたことですけれど、今日の諮問の1件目のように、やはりリスク分析みたいなことをきちんと、もちろん担当課でしていただければ、それで審議会で諮らなくてもいいということではあると思うのですが、それを、今日の関口委員の御意見のように、チェックをしたほうが、担当課として安心だというような審議会の在り方というの如果能够できれば、もちろん、こちらから報告してくださいと求めなくても上がってくることにはなるのだろうと思いますので、その辺やっぱり、審議会がどれぐらいの役割を果たせるのかとか、担当課にとっての仕事の意味を持ち得るのかというようなことを、何ができるかということと共に、審議会の位置付け、やはりそこが最終的には大事になるのかなと思いました。

中川委員がおっしゃったことですけれど、今後はやっぱり事後的な、ということに位置付けとしてはなるのですけれども、本当に今日ちょうどタイミングよく、住基ネットの経緯の報告をいただいたように、やはり一度導入したもので報告という形であっても、改めて報告から審議会が意見をつけることで、動き出してしまったものに関しても、もう一度、見直しとか、一度立ち止まって考えるという機会に持っていける、その回路を残しておくということは、やはり必要なことなのだと思いますので、そういう意味では、やはりきちんと報告いただくべきことはいただいて、こちらもそれに基づいて、ちゅうちょなく意見すべきことはする、ということが必要になるのだろうなど、改めて思いまし

た。

その辺を何とかうまく、条例の中に組み込んでいくというところを、あと数回ですけれども目指せるといいなと思っています。

ほかにございますでしょうか。よろしいですかね。

そうしますと、今後なのですけれども、冒頭にお話しいただいた2件で、1つはパブコメが21日までですよね。この結果の報告は、次回の審議会ということになりますか。それとも何か紙で事前にいただくような感じになりそうですかね。

【文書法制係長】 まとまった段階で一度、メールなどでご連絡させていただいてもよろしいでしょうか。

【石居会長】 はい。

じゃあ、またそれを踏まえてであるとか、今日のペーパーについて何か後で気づいたこととかというのは、また前回と同じように、事務局にお知らせしてもよろしいですか。

【文書法制課長】 メール等で事前にいただければ、早い対応ができるかと思います。

【石居会長】 はい。ありがとうございます。

あと、冒頭に2点目でお話しいただいたことに関しては、何か。

【文書法制係長】 こちらは、内容的に今、示している素案の概要から大きく変わるものではない予定ですが、条文の形になったものについて、法律の専門家の方からすると、御意見とかもあるかもしれません。

【石居会長】 何か現段階で気になる文言とかあったら、お知らせするとか。

【文書法制係長】 もしありましたら、場合によっては事前に御示し、御連絡などするかもしれません。あと、間に合うかというのをございますので、状況によってとか、必要に応じてご連絡させていただければと思います。

【石居会長】 はい。分かりました。

次回もう一度審議をして、その次に答申ということですよ。今のスケジュールだと。

【文書法制係長】 そうですね。10月に仮で2回、日程を入れさせていただいておりますが、9月29日審議で、10月13日仮で入れさせていただいていまして、10月18日も審議会の予定になっていると思います。

できれば18日に答申の方向がまとまれば、13日開催せずに18日に答申の方向ができればとは思っておりますが。場合によっては13日開催しまして、さらに、別途の日程調整をするかというのがありますが。12月の議会に提出する関係もありまして、あまり後ろに行くといろいろと、厳しいところではあります。

【文書法制課長】 各市かなり状況が動いてくると思いますので、先ほど言ったとおり国は許容しないというような回答しかよこさない中で、集中審議をしていただくというところで、情報提供を小まめにさせていただいて、御意見を個別でもよろしいのでいただければと。かといって、重たいというか、これから先、作っていく形になりますので、極力御意見をいただいた中で、市としてやれる方向性を見出していきたくと、市民の皆様に御理解いただかなくてはなりませんので、そこら辺を含めて、場合によっては間に入れさせていただく、もしくは後ろにもう一つ入るという状況も、場合によっては発生してくると、多分には思っておりますので、御調整をそのときはお願いできればと思います。すみません、御迷惑かけますが、よろしく願いいたします。

【石居会長】 はい。ありがとうございます。

では、まずは次回、9月29日ですね。そこでの審議を踏まえて、10月は、すみません、予備日もあったというのを失念しておりました。大分少々心のゆとりができたなと思いますが。

とにかく、9月以降は日程的にもかなり詰まっていくことになると思いますので、今の段階で出していだけるものは、ぜひ事務局にお知らせいただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、こちらの件はよろしいでしょうか。

諮問事項の2は、今日はここまでということにしたいと思います。ありがとうございました。

【文書法制係長】 ありがとうございます。

【石居会長】 何かその他はございますか。

【事務局】 日程の確認だけでございます。9月29日、10時からということで、場所は同じくこちらの委員会室を予定しております。よろしく願いいたします。

【石居会長】 はい。お願いいたします。よろしいでしょうか。

すみません、少々今日は長くなりましたが、ここまでということにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

— 了 —